

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和7（2025）年3月3日（月）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時20分

場所 市役所5階特別会議室

出席者

（選挙管理委員会委員）

委員長 石原正裕

委員 加藤好光

職務代理者 吉岡稔

委員 寺嶋敏勝

（事務局）

書記長（総務部部長）城 千穂子

書記（総務課副主幹）押領司 一 詞

書記（総務部次長兼総務課長）小野田 浩 司

書記（総務課主任主査）窪 田 大 輔

書記（総務課主幹）森 田 悟 史

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

（1）選挙人名簿定時登録について

（2）移動困難者投票所移動支援事業について

（3）みよし市公職選挙管理規程の一部改正について

3 その他

議題

名前	内容
小野田書記	それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。 それでは始めに、石原委員長よりごあいさつをお願いします。
石原委員長	<委員長あいさつ>
小野田書記	それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いいたします。
石原委員長	それでは、議題に入りたいと思います。 議題（1）選挙人名簿定時登録（令和7年3月）について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	それでは、私から説明をさせていただきます。 はい。議題1に入る前に選挙管理委員会の定例会について、説明させていただきます。 12月の会議でも触れさせていただきましたが、本日のような定時の選挙管理委員会が、3月、6月、9月及び12月と3か月おきに開催されます。議題1の選挙人名簿の登録については、毎回の議題となりまして、その他に報告事項等がございましたら、議題2、議題3・・・とついていくかたちになります。 それでは定時登録の説明に入る前に定時登録の法的側面を先に説明させていただきます。 別添の議題1参考資料と書かれた資料をご覧ください。 こちらの1ページに選挙権、選挙人名簿について記載しています。 選挙人名簿は、一定の資格要件を満たす方について、選挙管理委員会が名簿に登録をしていくことになります。 まず選挙権についてですが、こちらは憲法でも保障されている国民の権利となります。憲法の第15条、44条、93条、それから地方自治法第18条で、国民固有の権利として保障されるものであるということ、それから個々の選挙人の資格については、公職選挙法になるのですが、そちらの方で規定されるものであることが書かれております。 公職選挙法に規定する選挙権について、次の（1）の要件を満たし、かつ、（2）の要件に当てはまらない者が選挙権を有することとされて

おります。(1) 積極的要件としましては、「ア 日本国民であること」、「イ 年齢満18年以上であること」、「ウ 引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有すること」の3点です。

この積極的要件に対して、(2) は消極的要件ということで、簡単に申しますと、欠格事項に該当しない方、となります。

刑に処せられてその執行が終わっていない方、公職選挙法や政治資金規正法、電子投票特例法に定める犯罪により被選挙権が停止されていない方が、消極的要件に該当しません。

一枚めくっていただきまして、2 ページを御覧ください。

次に、選挙人名簿の登録資格要件についてです。

先ほどの選挙権についてとほぼ同様となりますが、まず1 の被登録資格としまして、(1) 当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること。(法第11条該当者を除く。)、(2) 住民票作成日(転入の届出をした日) から引き続き3か月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者、(2) につきましては、「3か月要件」と呼んでおります。

続きまして、(3) 住民票作成日(転入の届出をした日) から引き続き3か月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過しない者とあります。

(3) につきまして、みよし市から住所を市外に移された方でも、4か月間は、みよし市の選挙人名簿にお名前が残ることとなります。こちらについては、「4か月要件」と呼んでおります。

2 の登録の種類及び時期としましては、(1) が本日举行 定時登録です。登録月である3月、6月、9月、12月の1日現在を基準日として、基本的には1日において登録行い、1日が休日に当たる場合は、1日又は1日の直後の開庁日に登録を行うこととなっております。

(2) は選挙を執行する際の選挙時登録です。選挙をする際に、被登録資格を有する方を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるところにより登録をするということとなっております。

選挙の種類、管理する選挙管理委員会は、表のとおりです。

次第の資料にお戻りいただきまして、1 ページを御覧ください。

令和7年3月定時登録における資格要件等について説明させていただきます。

定時登録の基準日は、令和7年3月1日土曜日です。登録日は本日、3月3日月曜日です。3番の登録要件ですが、先ほどご説明させていただいた内容になるのですが、(1)、(2) のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。

登録要件の1つ目として、国政選挙の選挙権のある者とされていま

す。すなわち、日本国民であり、本日現在において年齢満 18 年以上の者であることが要件となります。

2 つ目は、住所要件として、令和 6 年 12 月 1 日以前の転入者の方で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。

イについてですが、3 か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた方で、令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までに転出した方、すなわち転出後 4 か月以内の方については、表示登録者として本市の選挙人名簿に登録がされます。

ウについてですが、帰化された方は、帰化の届出がされた日以後、引き続き本市の住民であれば登録がされます。

次に、4 番 抹消者についてです。(1) から (3) までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。

1 つ目は、令和 6 年 10 月 31 日以前に転出された方です。転出して 4 か月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。

2 つ目は、前回の登録時である令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 3 月 1 日までに死亡された方です。

3 つ目は、欠格事項に該当された方です。次に 5 番ですが、名簿に転出者として表示される方は、3 番の (2) イで触れた、令和 6 年 11 月 1 日以降の転出者となります。

本日こちらにございますのが実際の選挙人名簿です。また後で御確認いただければと思います。

続いて 2 ページを御覧ください。こちらは 3 月定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和 7 年 3 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数は、男 24,783 人、女 23,659 人であり、合計 48,442 人です。参考に前回、令和 6 年 12 月の提示登録からの増減を掲載しております。

3 ページには投票区ごとの選挙人の数の内訳表、4 ページには世代ごとの選挙人の数の内訳表、5 ページには前回定時登録時と今回の定時登録時の投票区ごとの選挙人の増減表を掲載しております。

続きまして 6 ページですが、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。先ほどの説明で用いました議題 (1) 参考資料の 3 ページを御覧ください。

在外選挙制度とは、1 の概要にも記載させていただいておりますが、お仕事などで海外にいらっしゃる方が、国外にいらながらも国政選挙に参加できる制度のことを言います。また、これによる投票を在外投票と言います。

この制度を利用いただくためには、原則として、日本での最終住所地の市町村の選挙管理委員会に事前に申請をいただいて、当該選挙管理委員会が作成している在外選挙人名簿に登録されることが必要

となります。

申請方法が2パターンございますが、申請をしていただければ誰でも登録ができる訳ではなく、登録資格の要件を満たしているかどうか選挙管理委員会にて確認をさせていただき、登録資格の有無を判断しております。

申請方法について、(1)の在外公館申請は、日本を出国後、現地の在外公館において登録の申請を行う方法であり、(2)の出国時申請は、国外に出国する前に、日本国内において国外転出の届出をした後に、最終住所地の選挙管理委員会において、選挙人名簿から在外選挙人名簿へ登録の移転の申請を行う方法です。

在外選挙人でない国内にいらっしゃる、選挙人名簿の登録が本日のような定例会や選挙時に皆様のご承認をいただいて行われるのに対して、在外選挙人は、公職選挙法において、登録資格を確認した後、遅滞なく登録することと定められておりますので、専決処分で随時登録をさせていただいております。みよし市選挙管理委員会規程では、この専決処分を行った場合には、その旨を次の選挙管理委員会で報告することとなっております。今回の定例会においては、該当の方はお見えにならなかったのですが、本日以降から次回6月の選挙管理委員会までの間に、新たに在外選挙人名簿に登録した方がいらっしゃいましたらご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次第の資料に戻しまして、6ページになります。

本市における3月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男19人、女11人、計30人でありまして、7ページの方に、本市の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人30人の在留している国の内訳表を掲載させていただいております。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名の数を告示するものです。

必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1と規定されているため、その数は969となります。参考として計算式を掲載しております。

9ページをご覧ください。こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、副市長等主要公務員の解職請求、及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名の数を告示するものです。

必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1と規定されているため、その数は、16,148となります。

こちらにつきましても、参考に計算式を掲載しております。

こちらの2点、選挙人名簿に登録する際には、登録と併せて、50

	分の1及び3分の1の数を告示するということになりますので、本日承認いただけましたら会議終了後それらの数について告示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 説明は以上となります。
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
石原委員長	2ページの選挙人名簿の登録者数で、下段の方に前回より50人減となっていますが、大きな要因があるとすれば何かありますか。
窪田書記	大きな要因というのはわかりませんが、5ページの方に地区ごとの増減を掲載しておりますが、これをみると北部投票区と三好丘投票区で多く減少していますので、この地域で転出又は死亡される方が多かったのではないかと思います。
石原委員長	もう一点、8ページ、9ページの告示の件で、今までみよし市で50分の1の署名を集めるような実態があったことがあるのか、お分かりになれば教えてください。
小野田書記	記憶の範囲ではみよし市ではありませんが、県知事の解職請求は以前ありました。
石原委員長	選挙管理委員会の委員として確認することはありますか。事務局で整理し、説明を受け、了承するような形ですか。
森田書記	そうです。
吉岡委員	3月1日時点で死亡した人が抹消しなければならないとなっていますが、どれくらいまで反映されているのですか。
窪田書記	3月1日までの届け出があったものについては反映されています。今回は1日がお休みだったので、2月28日までの分は反映されております。
石原委員長	ご質問等が他になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。 議題（1）選挙人名簿定時登録について、ご異議なければ挙手をお願いいたします。

	<全員挙手>
石原委員長	挙手全員ということで、議題（１）選挙人名簿定時登録については、承認されたものいたします。 続きまして、議題（２）移動困難者投票所移動支援事業について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	それでは私から説明をさせていただきます。 資料の１０ページをご覧ください。まず始めに、選挙管理委員会では、公正かつ公平な選挙の管理・執行の他、有権者が平等に投票できる環境を整備しております。 近年ですと平成２８年度の投票区の整理時からさんさんバスの無料乗車を実施し、令和４年度に実施した選挙からおかよし交流センターに期日前投票所を増設するなど、投票環境の整備を行っています。 今回は、令和７年度実施の選挙の際から、移動困難者投票支援事業としまして、現在のさんさんバス無料乗車に加え、市の事業で実施する「おでかけタクシー」を活用し、「おでかけタクシー」の無料乗車を実施することで、利便性を向上し投票環境の整備を図ろうと考え、令和７年度予算を計上しております。 資料の４事業の概要を御覧ください。具体的な対象者としては、自力で投票所まで行くことが困難な方で、６５歳以上の高齢者、障がい者、要介護・要支援認定者、妊産婦の方です。 利用方法につきましては、利用希望日の前日又は当日にタクシー事業者へ直接連絡し、往復の予約をすることで利用することができます。 利用時間は、おでかけタクシーの事業が空きタクシーを利用した時間帯となっていることから、午前１０時から午後５時までとなっております。 概算費用としまして、利用者が負担する利用料３００円に加え、タクシー会社に補填する実際の運賃を合わせ、３００人分１２０万円を計上しております。 本来であれば、事前に委員会の承認をいただいた上で予算の確保を行うべきところですが、委員の方々の交代もあり、今回協議をお願いする形となっております。お詫びを申し上げますとともに、投票環境を整備する上でもぜひ実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 以上で説明とさせていただきます。
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。

石原委員長	ご質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。 議題（２）移動困難者投票所移動支援事業について、ご異議なければ挙手をお願いします。
石原委員長	＜全員挙手＞ 挙手全員ですので、本議題については、承認されたものといたします。 続きまして、議題（３）みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	議題３点目、みよし市公職選挙管理規程の一部改正でございます。資料は、１１ページになります。 地方自治法により、選挙管理委員会に関し、必要な事項は、委員会が定めることとされており、この規程やこれから説明をさせていただく議題の規程につきましても、委員会が定めるものとなります。 今回改正を行う規程は、公職選挙法に基づき、みよし市選挙管理委員会が管理する選挙その他の事務に関し、必要な事項を定めているものになります。１１ページの資料は、規程の改正に当たって必要な改正文となっております。なお、事前に規程の全文を印刷したものを配布させていただいておりますので、参考にいただければと思います。 今回この規程につきまして、内容を一部、改正をする必要がありますので、委員会に諮らせていただきました。 今回の改正理由は、刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正により、「懲役及び禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されたため、関連する本規程の様式中に使用している表記を改正するものであります。 改正の具体的な説明につきましては、別にお配りしたＡ３サイズの参考資料と書かれた「規程の一部改正新旧対照表」を御覧ください。 こちらの裏面の方に右側が現行の規定、左側が改正案となっております。こちらに定められております、様式中の表記について、下線を引いた箇所が今回の改正箇所となります。 資料を、次第の資料１１ページの改正文に戻っていただきまして、この規程の一部改正の施行期日ですが、下から３行目の附則と書かれた部分になります。本日承認をいただければ、全庁的に令和７年６月１日から施行することとしたいと思います。 以上で説明とさせていただきます。

石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問、確認事項等ございましたら、お願いします。
石原委員長	それでは、ご質問等他になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。 議題（３）みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、ご異議なければ挙手をお願いします。 <全員挙手>
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものとしたします。 それでは、次第の３その他（１）令和７年執行予定みよし市長選挙の日程について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	資料の１２ページをご覧ください。令和７年執行予定みよし市長選挙の日程でございます。来年度であります、令和７年度に予定されている選挙で、任期満了に伴うみよし市長選挙がございます。 なお、令和７年は、参議院議員通常選挙も執行されますが、こちらにつきましては、まだ日程が決定しておりませんので、今回はみよし市長選挙について、説明させていただきます。 みよし市長選挙の日程につきましては、市の選挙管理委員会で決定することになりますので、日程案につきまして、今回の委員会に挙げさせていただきました。 資料につきましては、第１案、第２案、内容、前回、前々回となっておりますが、第１案の方で説明させていただきます。まず、本日３月３日の選挙管理委員会で日程を協議させていただきまして、次回６月２日（月）の選挙管理委員会で、日程を決定するというような運びとなっております。 日程決定後、１０月号の広報に立候補予定者説明会の記事をご掲載させていただきます。選挙期日の１か月前の１０月１６日に立候補予定者説明会を開催するというような案としています。 １１月５日に立候補に係る書類等の事前審査を行いまして、１１月８日に選挙人名簿の登録を行い、１１月９日が告示日となります。 告示日に立候補の届出の受付を行いまして、氏名掲示の掲載順序、選挙公報掲載順序を決定するくじを行います。 翌日の１１月１０日から６日間、期日前投票を行いまして、１４日の選挙立会人の選任のくじを経て、１５日には選挙の街頭啓発を行います。こちらにつきましては、明るい選挙推進協議会の皆さんにやって

	いただくことになります。 11月16日、こちらが11月の第3週になるのですが、この日に、投開票、選挙会となります。翌日17日に当選告知、当選証書の付与式というような運びとなっております。 次の第2案ですが、これは11月の第4週に開催した場合にこういった日程になるということで、一応第1案と第2案と2通り挙げさせていただきますいております。 内容の中で、選挙管理委員会の委員さんに出ていただかなければならない日が、上から2番目の選挙日程協議決定、こちらは先程申し上げたとおり6月2日になるかと思えます。 それから上から4番目の立候補予定者説明会、6番目の選挙人名簿登録等、それから告示日、立候補の届出受付、氏名掲示等の掲載順序決定のくじ、続きまして期日前投票の間ですが、6日間のうち、おそらく2、3回程度は期日前投票の立会人としてご協力いただくことになるかと思えます。それから、選挙立会人のくじ、となります。 また、街頭啓発の日については、明るい選挙推進協議会との合同会議を行う予定をしておりますので、この日も出て来ていただいて、次の日の選挙期日、そして選挙期日翌日の当選告知、当選告知付与式にも出ていただくということとなります。 なお、一番右側の前回、前々回の欄ですが、こちらが令和3年、平成29年の市長選の日程になります。 両日程ともに無投票ということで、投票は実施いたしませんでしたが、もし投票の場合は、11月の第3週の予定で進んでおりました。 参考としまして、下の欄に過去のみよし市長選の日程を示させていただきます。 ここのところは、11月の第3週を投開票日とさせていただき、進んでおります。本日、日程の案を示させていただきましたので、次回6月2日の選挙管理委員会で選挙期日を決定していただきたいと思います。 報道関係や議員の方にも、6月2日の選挙管理委員会の決定後、直ちに連絡することを予定しておりますので、本日この場で事前に協議していただけると良いかと思えます。よろしくお願いします。以上で説明とさせていただきます。
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
吉岡委員	第1案、第2案のそれぞれのメリット、デメリットはありますか。

窪田書記	事務局としましては、毎回同様の第3週目の案と、日程的に避けた方がいい事由があればということで、4週目の案と2案出させていたいておりますが、4週目は3連休の中日となってしまうこともあり、第1案の方がよいかと考えております。有権者の立場から3連休より第3週の方で実施する方が投票率も良いのではないかと考えております。
石原委員長	第1案が有力かとは思いますが、6月2日に改めて決定するという ことで、よろしくお願いします。
石原委員長	それでは、次第の3その他（2）全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会について、（3）愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会について、書記より説明をお願いします。
窪田書記	それでは資料の13ページをご覧ください。選挙管理委員会では、「選挙管理委員会連合会」という組織に加入しており、本市は、全国の市と区が加入するものと愛知県の市が加入するものの2つに加入しております。 この度、両連合会から令和7年度の会議の案内がありました。 会議には、事務局と委員の方で出席しておりますので、本日は、出席される委員の方を決めていただきたいと思います。 まず、13ページの全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会についてですが、こちらは、例年ですと委員の方2名と事務局1名で出席しております。 委員の方は、委員長とその他の委員の方の2名で出席されるケースが多数でした。令和7年度は、5月13日（火）から14日（水）までの2日間で愛知県の東海市で開催される予定です。 続いて16ページを御覧ください。こちらは、愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会についてですが、例年ですと委員の方1名と事務局1名で出席しております。 委員の方は、委員長が出席されることが多数でした。令和7年度は、5月9日（金）に尾張旭市で開催される予定です。 2つの会議における出席者について、大変恐れ入りますが、委員の皆様のご協議にて決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 以上で説明とさせていただきます。
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、 お願いします。

石原委員長	＜協議の結果、 ５月１３日 石原委員長、加藤委員 ５月１４日 吉岡委員、寺嶋委員 ５月９日 吉岡委員 と決定＞ それでは、議題は以上となりますので、本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日は、お疲れ様でした。
--------------	---